

2025 年度

全九州学生ジムカーナ・ダートトライアル大会

統一規則書（旧規定用）

全日本学生自動車連盟九州支部

## 第1条：参加車両について

### 第1項：参加車両

1. 全ての参加車両は JAF 国内競技車両規則に従うこと。
2. クラス毎の車両区分に関しては以下を参照し、内容に従うこと。
  - ・ 団体の部 (ジムカーナ、ダートトライアル共通)  
当該年度の JAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定のスピード SC 車両規定。  
ただし、SC 車両を準備できない場合に限り、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピード B 車両規定。
  - ・ 個人の部 (ジムカーナ、ダートトライアル共通)  
当該年度の JAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定のスピード B 車両規定。  
ただし、ビギナークラス、社会人クラスに限り、JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定のスピード SC 車両規定を満たす車両の出場も認める。
3. 団体戦に出場する車両の気筒容積は、改造による変更の有無にかかわらず 2500cc 以下とし、駆動方式は2輪駆動のみとする。
4. SC 車両含むすべての参加車両は、必ず排気系等に触媒装置を取り付けること。
5. **ダートトライアルにおいて、オープンカーでの参加は認められない。**
6. 参加車両名には必ず大学名と車種名または形式名を含むこと。
7. **各クラスにおける使用禁止タイヤについては、『全九州学生大会における使用禁止タイヤについて』に定める通りとする。**

### 第2項：車両安全規定

車両の改造に関しては、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定に従うものとするが、特に安全のため以下のことを守ること。

1. すべての車両は前後にけん引装置を備えること。新たに取り付ける場合は当該年度の JAF 国内競技車両規則の第3編スピード車両規定に従うこと。  
またその装着位置を、けん引装置と同じ色の矢印で示すこと。

2. SC 車両は市販されているサーキットブレーカー (主電源回路開閉装置、いわゆるキルスイッチ) を装着すること。取り付けに関しては、当該年度の JAF 国内競技車両規則の第 3 編スピード車両規定のスピード SC 車両規定にしたがうこと。
3. SC 車両はフロントおよびリアボンネットとトランクリッドにそれぞれ前後左右に 4 ヶ所以上の留め具 (ヒンジを含む) を装着すること。また、既存の開閉装置 (ボンネットオープナー) は作動しないように処理すること。
4. 以下に適合するロールバーを装着すること。

・ ジムカーナ

B 車両：

**オープンカーで参加する場合のみ、4 点式以上のスチール材のロールバーの装着を必須とする。** それ以外の車両においては、装着を推奨する。  
なお、ロールバーの装着に際しては、JAF 国内競技車両規則の第 3 編スピード車両規定の、スピード SA 車両規定 第 1 条 安全規定 1.4) ロールバーの内容にしたがうこと。

SC 車両：

すべての車両で 6 点式ロールバーに斜交バーを追加した、**7 点式以上のロールバーの装着を必須とする。**

・ ダートトライアル

B 車両：

**6 点式以上のロールバーの装着を必須とし、運転席側ドアバーを含めた、7 点式以上のロールバーを強く推奨する。**  
なお、ロールバーの装着に際しては、JAF 国内競技車両規則の第 3 編スピード車両規定の、スピード SA 車両規定 第 1 条 安全規定 1.4) ロールバーの内容にしたがうこと。

SC 車両：

すべての車両で 6 点式ロールバーに運転席側ドアバーおよび斜交バーを追加した、**8 点式以上のロールバーの装着を必須とする。**

5. 以下に適合するシートベルトを装着すること。

・ジムカーナ

B 車両は既設の 3 点式シートベルトを変更せずに装備すること。また、SC 車両および B 車両に追加装備する場合には、JAF 国内競技車両規則のシートベルトに関する規定に適合した 4 点式以上のシートベルトを装着すること。その際、肩ベルト後部が Y 字型となり、1 つにまとまっているものの使用は禁止する。

・ダートトライアル

B 車両は既設の 3 点式シートベルトを変更せずに装備すること。さらに、すべての車両は、JAF 国内競技車両規則のシートベルトに関する規定に適合した **4 点式以上のシートベルトを装着**すること。その際、肩ベルト後部が Y 字型となり、1 つにまとまっているものの使用は禁止する。

6. バッテリーのプラス端子をテーピングにより車体等から絶縁すること。

7. 競技走行中に飛散の恐れのある車室内外のアクセサリは取り外すこと。

### 第3項：団体の部参加車両の永久ゼッケンについて

ゼッケンおよび大学名を以下の規定に従って表記しなければならない。

ただし、B車両で参加する場合は以下の規定は強制ではない。

1. 永久ゼッケンは、車体両側、ボンネット上面、後部ナンバープレート装着位置の4ヶ所とし、大学名は競技車両の両側面の2ヶ所とする。
2. 永久ゼッケンの形状および大きさは、明瞭に識別できることを条件とする。一文字の大きさは、ボンネット上面および車体側面は、縦 20 cm 横 13 cm程度以上、後部ナンバープレート装着位置は、縦 10 cm 横 7 cm程度以上が望ましい。字体は少なくとも一般的に判読可能なもの、色は表記する車体部分の色に対し容易に識別可能なものとする。なお、後部ナンバープレート装着位置に代替のプレートを装着する場合は、突起物とならないように注意すること。
3. ゼッケンおよび大学名は競技走行中に脱落または剥がれ落ちるようなことがないようにすること。

### 第4項：競技番号・指定ステッカーについて

1. 競技番号（ゼッケン）はオーガナイザーが指定し、競技会当日受付時に支給する。
2. 競技番号は、車両検査までに、車両左右側面の外部から視認できる部分に剥がれないよう確実に張付しなければならない。
3. 大会スポンサーがある場合、オーガナイザーはスポンサーステッカーを交付する場合がある。そのステッカーは、車両の指定された部位に車両検査までに参加者の責任のもとで張付しなければならない。

## 第2条：車両検査

### 第1項：公式車両検査

1. 参加車両は公式車両検査を受けなければならない。  
その際に、ヘルメット、スーツ、グローブ等装備類の点検も行う。
2. 公式車両検査前であれば、使用する車両を変更することが出来る。この場合は、主催者にその旨を申告し、書類を提出すること。**ただし、クラスの変更やダブルエントリーの関係による出走順の調整は競技長が行い、希望の反映は行わない。**
3. 技術委員長は、公式車両検査において安全ではない、または不適當であると判断した車両の個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後、再度車両検査を受けて合格しなければならない。
4. 参加者は、技術委員長の求めがあれば、各自の参加車両が車両規定に適合している旨を、車両の諸元表カタログなどを提示し、証明しなければならない。
5. **公式車両検査から正式結果発表までの間を車両保管**とし、技術委員長の許可無くパドック外への車両持ち出し、積載車両への搭載、各部の変更、改造などを行うことを禁止する。これに違反した場合は失格とする。
6. 技術委員長は、必要に応じ競技車両の検査を行い、**その際に検査のために車両の分解を求めることが出来る**。分解を命じられた場合は、参加者の責任の下に該当車両を分解、復元しなければならない。
7. 車両検査を受けていない場合、及び結果が不適當と判断された場合は出走を認めない。

### 第2項：作業届け

公式車両検査終了後の参加車両に**何らかの変更交換作業・給油**を行う場合、**事前の技術委員長への届け出及び承認を必要とする**。

パドック待機中の競技車両はタイヤ交換（サイズや銘柄の変更がある場合は車両変更届の提出が必要）および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰調整、空力装置の調整作業を除き、調整・変更・交換作業を行う場合は、事前に受付に申し出、技術委員長の許可を得てから行うこと。作業中は「作業届提出済み」のカードをパドック委員にわかるように掲示すること。

### 第3項：再車検

競技終了後、車両の分解検査などの再車検を行う場合がある。技術委員長が再車検を行う場合は、参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解・組み立てを行うものとする。再車検に応じない場合、および検査の結果が不合格の場合は失格とする。

### 第3条：一般安全規定

1. 競技中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉すること。
2. 競技中は公式車両検査に合格した装備品を適切に着用すること。
3. 会場内での空吹かし・急発進・ブレーキテスト・暴走行為を厳禁とする。
4. ジャッキアップを行い作業する場合は、エンジンを停止させた状態で、リジットジャッキ (通称ウマ) を必ず併用すること。また、車両下部で作業を行う場合は、車が左右に傾きのない状態とすること。なお、車両をジャッキのみで支持している状態で車両を放置することや、エンジンを始動させることを禁じる。
5. 給油を行う場合は、競技役員の監督のもとに行うこと。また緊急時に備え、消火器を準備すること。
6. 大会期間中の会場敷地内での喫煙は、指定の喫煙所以外は一切認めない。

### 第4条：競技方法・計時及び罰則・失格規定

1. スタートは1台ずつ、原則としてゼッケン順とし、競技委員の誘導によりスタートインに対し車体を垂直にし、前端をラインに合わせてスタートの合図を待つこと。
2. スタート合図はフラッグが下から上に振り上げられた瞬間とする。
3. スタートはランニングスタートとし、自動計測器を設置したコントロールラインよりタイム計測を開始する。タイム計測は自動計測器により1/100秒まで計測するが、自動計測器のバックアップとして、ストップウォッチによる手動計測を用いる場合がある。
4. ゴールライン通過と同時にチェッカーフラッグが振られ、計測は終了する。
5. スタート合図前にスタートラインを通過した場合、走行タイムに5秒加算する。
6. パイロンへの接触・移動又は転倒が判断された場合、1回につき5秒を加算する。
7. 脱輪が判断された場合、1輪1回につき5秒を加算する。
8. 4輪が同時に脱輪した場合(コースアウト)は当該ヒートを無効とする。
9. 走行中に他の援助を得た場合は当該ヒートを無効とする。

10. ミスコース・コースのショートカットと判断された場合、当該ヒートを無効とする。  
但し、ミスコース・ショートカットなどに気づき、直ちに正しいコースに復帰した場合は除く。
11. スタート合図後 10 秒以内にスタートしない場合、当該ヒートを無効とする。
12. スタート後 3 分以内に競技を終了しない場合、当該ヒートを無効とする。
13. 競技中に運転席側のドアウィンドウが開いていた場合、当該ヒートを無効とする。
14. 競技中にボンネット等が開いた場合、失格とすることがある。
15. 第 1 ヒートの出走が著しく危険と判断された車両は、第 2 ヒートの出走を認めない場合がある。この判断に対する抗議は受け付けない。
16. 競技委員の指示に従わない場合は失格とする。
17. 前走車のトラブルでコースが危険な状況となった場合等に、走行中の車両に対し赤旗を掲示することがある。この場合、すみやかに停止し、競技委員の指示に従うこと。  
なお、赤旗の原因が自身の場合をのぞいて、原則として再出走を認める。
18. 不正行為をした場合は失格とする。
19. コースアウトなどで他人及び施設に重大な損害を与えた場合は失格とする。
20. いかなる理由であっても、出走を認められなかったり失格になったりした参加者に対しては、参加料の返還は行わない。

## 第 5 条：信号旗の意味

競技中、競技委員は以下の信号旗を掲示することがある。それぞれの意味を以下に記す。

- ・黄旗 ペナルティ(パイロンタッチ、脱輪等)あり
- ・赤旗 危険あり、直ちに停止せよ
- ・黒旗 ミスコース

・緑旗 コースクリア

これらを見逃したと判断された場合、失格とする場合がある。

特に、黒旗を確認した場合は速やかに停車し、オフィシャルの指示に従うこと。

## 第6条：順位の決定

1. 原則として2ヒートで行い、そのうち良好なタイムを採用する。
2. 団体の部は各選手の良好なタイムを合計したものとする。
3. 同一タイムの場合、以下の順に決定をする。
  - (1) セカンドタイムの良いもの
  - (2) 排気量の小さいもの
  - (3) ベストタイムを先に記録したもの
  - (4) 大会審査委員会の決定による
4. 団体の部に同一大学から複数のチームでエントリーした場合は、最も上位のチームのみ表彰対象とし、それ以外の同大学のチームは表彰せず、他大学の順位を繰り上げる。